

第25回参議院議員通常選挙における在外投票の中止について

来月に第25回参議院議員通常選挙に伴う在外投票が行われる予定ですが（公示日：7月4日，日本国内の投票日：7月21日），在スーダン大使館では在外公館投票は実施しません。

スーダンに在留されている方の投票については、「在外公館投票を実施している他公館での投票」，「郵便等投票」または「日本国内における投票」となりますが，いずれも在外選挙人証が必要です。

下記のご説明にあわせて，外務省HPもご参照ください。

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/senkyo/vote.html>

在外公館投票を実施している他公館での投票

投票期日：7月5日（金）から（予定）

*公館によって投票終了日が異なりますので，事前に在外公館にご確認ください。

投票時間：午前9時30分から午後5時まで（予定）

投票場所：在外公館投票を実施する日本国大使館，総領事館及び領事事務所など

https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/ov/page3_000718.html

持参すべき書類：（1）在外選挙人証（2）旅券等の身分証明書

郵便等投票

請求手続：大使館を経由せず，ご自身で登録されている選挙管理委員会に，請求書および在外選挙人証を送付します。

請求書は，在外選挙人証とともにお配りした「在外投票の手引き」からコピーするか，外務省ホームページからダウンロードしてください。

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/senkyo/shinseisyo.html>

投票手続：選挙管理委員会から送られてきた投票用紙に記入し，国内投票日の7月21日（日）（予定）の投票所閉鎖時刻（原則午後8時）までに，選挙管理委員会に届くよう郵送します。

郵送に必要な日数を考慮して，お早めに投票用紙をご請求ください。

日本国内における投票

一時帰国した場合や，帰国後，国内の選挙人名簿に登録されるまでの間（転入届提出後3か月間）は，在外選挙人証を提示して，下記（1）～（3）のいずれかの方法で投票できます。

【公示日の翌日から国内投票日の前日まで】

（1）期日前投票

登録先の市区町村選挙管理委員会が指定した期日前投票所における投票。

(2) 不在者投票

在外選挙人名簿登録地以外の市区町村における投票。

【国内投票日当日】

(3) 投票所における投票

登録先の選挙管理委員会が指定した投票所における投票。

日本国内における投票の詳細については、登録先の市区町村選挙管理委員会にお問い合わせください。